

北海道農業近代化資金利子補給規則

昭和 37 年 2 月 16 日規則第 12 号
最終改正 令和 2 年 1 月 21 日規則第 3 号

(利子補給)

第 1 条 道は、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸し付ける法第 2 条第 2 項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規則の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)

第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次の表のとおりとする。

農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年 1.30 パーセント	年 1.30 パーセント	年 0.75 パーセント
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	年 1.30 パーセント	年 1.30 パーセント	年 0.75 パーセント
3 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	年 1.30 パーセント	年 1.30 パーセント	年 0.75 パーセント
4 事業費が 1,800 万円以下の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年 1.30 パーセント	年 1.30 パーセント	年 0.75 パーセント
5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で知事が指定するもの（法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付けられるものに限る。）	年 1.30 パーセント		
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって知事の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年 1.30 パーセント	年 0.75 パーセント
7 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて指定する資金	年 1.30 パーセント	年 1.30 パーセント	年 0.75 パーセント

(利子補給契約)

第3条 第1条の利子補給についての契約は、知事が融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給の承認)

第3条の2 融資機関は、農業近代化資金の貸付けについて利子補給を受けようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における第2条の表の左欄に掲げる農業近代化資金につき、同表の当該右欄の利子補給率の区分ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率を乗じて得た金額の合計額とする。

(利子補給金の請求)

第5条 第3条の契約をした融資機関は、毎年、前条の期間の利子に関する計算書を添えて、翌年の2月末日までに利子補給金の交付を知事に請求しなければならない。

(利子補給金の交付)

第6条 知事は、前条により融資機関から利子補給金交付の請求があった場合において、その請求が適当であると認めたる時は、当該請求書を受領した日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第7条 知事は、道の利子補給に係る資金を借り受けた者が当該借入金を借受目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切ることができるものとする。

2 知事は、融資機関の責に帰すべき理由により融資機関がこの規則又はこの規則に基づく契約の事項に違反したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(協力義務)

第8条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させる場合は、これに協力しなければならない。

(知事への委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に知事が定めるところによる。